

ふじよしだ 議会だより

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>



第58回市制祭市民夏祭り

第102号

平成20年9月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話 (22) 0612

富士吉田市議会事務局

6月定例会

平成二十年六月定例会は、六月十二日開会され、十六日間の会期を終えて六月二十七日に閉会しました。

今定例会では、市立病院の設置等に関する条例の一部改正など専決処分報告六件、継続費繰越計算書など報告三件、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定をはじめ一部改正三件、財産の取得一件、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について一件、平成二十年度一般会計補正予算一件、人事案件三件、合計十八件の市長提出議案を審議し、すべて承認、可決、同意しました。

また、議員提案による意見書一件が可決されました。さらに、任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任、各常任委員会委員の選任、富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

市政に対する一般質問は、三人の議員が行い、執行者の考えをただしました。

●会 期 日 程

27日	26日	24日	23日	19日	6月12日	日 程
<ul style="list-style-type: none"> ○各委員長の報告 ○議案の追加 ○各議案の採決 ○教育委員会委員の任命 ○公平委員会委員の選任 ○固定資産評価審査委員会委員の選任 ○意見書の提出 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○広域行政事務組合議員の補欠選挙 (閉会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ○市政一般質問 	<ul style="list-style-type: none"> ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議 (開会) ○会期の決定
						内 容

六月の定例会において、編集委員の交代がありました。

市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

《編集委員会》

委員長	宮下 正男
委員	土橋 舜作
	奥脇 和一
	佐藤みどり
	渡辺 孝夫
	渡辺 利彦

上程案件一覧表

(専決処分報告)

- ・富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正
- ・平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算第八号
- ・平成十九年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第五号
- ・平成十九年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算第一号
- ・富士吉田市税条例の一部改正
- ・富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正

(報告)

- ・継続費繰越計算書（平成十九年度富士吉田市一般会計予算）
- ・繰越明許費繰越計算書（平成十九年度富士吉田市一般会計予算）
- ・事故繰越し繰越計算書（平成十九年度富士吉田市一般会計予算）

(補正予算)

- ・平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算第二号

(条例の一部改正)

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- ・富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正
- ・富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

(人事)

- ・富士吉田市教育委員会委員の任命
- ・富士吉田市公平委員会委員の選任
- ・富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任

(意見書)

- ・教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書

(選任)

- ・富士吉田市議会運営委員会委員の選任
- ・富士吉田市議会常任委員会委員の選任

(選挙)

- ・富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

(その他)

- ・財産の取得
- ・住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法

議会の動き

委員長研修を開催（7月31日、8月1日）

正副議長、議会運営委員会委員長、各委員会委員長等が参加し、議会運営や、費用弁償などについて、活発な意見交換が行われました。

委員会の 審査から

総務経済委員会

審議案件

① 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

② 富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

③ 財産の取得について

④ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算（第二号）

審議結果

① 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児のための短時間勤務制度の創設に関し、関連する条例について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

例の一部改正でありまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額の加算額を引き上げるための改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③ 本案は、財産の取得についてでありまして、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、学校法人明治大学が所有する新屋一四三四番の一外八十三筆、面積十一万九七三九・八三平方メートルの土地及び事務室・実験室外一棟、延床面積一四五二・七二平方メートルを十七億八千万円で購入するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 本案は、平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算第二号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ八千八百四万八千円を追加し、総額を百九十億三千二百四万八千円とするものであります。

文教厚生委員会

審議案件

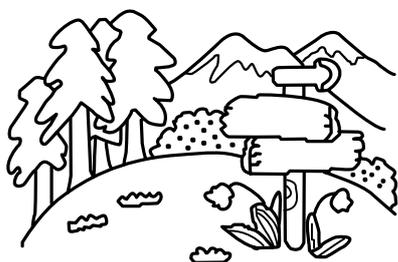
① 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

審議結果

① 本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、富士吉田市住居表示整備事業第九期計画の実施に伴い、今回、上吉田及び下吉田の一部地域、

なお、審査のなかで、今回住居表示を実施する地区の住民に対し、行政が責任をもって行なう手続きと、個人が行なう手続きとを明確にし、住民に対し周知徹底を図り、問題が発生した時には、相談できる体制をつくっておいてほしいとの要望がありました。

また、今後、他の地区の住居表示も、計画的に推進すべきとの意見がありました。



人事案件

◎富士吉田市教育委員会委員

和光 泰氏

◎富士吉田市公平委員会委員

小俣 英 男氏

◎富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

勝 俣 敬 一氏

(小明見一六四七番地)

桑 原 紀 元氏

(大明見四四八五番地の十)

委員会の 審査から

建設水道委員会

審議案件

①富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

審議結果

①本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例」の一部改正でありまして、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、入居者資格に暴力団

員でないことの要件を加える等、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査のなかで、一旦入居してしまうと、退去させるのがむずかしいので、警察と十分協議し、事前に警察からの情報を入手するよう努力し、入居者の選定については、慎重を期すよう要望がありました。

議会の構成変わる

定例会最終日の六月二十七日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

◎議会運営委員会

委員長 宮下 正男

副委員長 渡辺 利彦

委員 土橋 舜作

委員 奥脇 和一

委員 佐藤みどり

委員 渡辺 孝夫

◎文教厚生委員会

委員長 勝俣 米治

副委員長 松野 貞雄

委員 太田 利政

委員 土橋 舜作

委員 奥脇 和一

委員 勝俣 進

委員 渡辺 幸寿

◎総務経済委員会

委員長 渡辺 孝夫

副委員長 横山 勇志

委員 渡辺 嘉男

委員 宮下 豊

委員 渡辺 忠義

委員 佐藤みどり

委員 渡辺 利彦

◎建設水道委員会

委員長 及川 二郎

副委員長 渡辺 信隆

委員 加々美 宝

委員 宮下 正男

委員 戸田 元

委員 秋山 晃一

◎富士五湖広域行政事務組合議会議員 (補欠選挙)

渡辺 信隆

宮下 豊

6月市政 一般質問

六月十九日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。
なお、全文については、次期定例会（九月）より、市立図書館において閲覧できます。
(質問順)

横山 勇志 議員

佐藤みどり 議員

秋山 晃一 議員



横山勇志議員

①医療体制について

【一回目の質問】

小児初期救急医療センターを本市に設置するということは、現在の医療体制全体の問題から鑑みて、一つの通観点に過ぎないことを再認識していただきたいと思います。中でも二次医療、三次医療の充実がなければ、たとえ小児初期救急医療センターが本市にあったとしても、その本来の役割を十分に機能させることができません。

小児科の医師に限らず、

全体的に医師不足が叫ばれている昨今、特に地方における医師の不足は深刻で、本市としても何らかの対策を講じておかなければ将来に不安を残す結果となり、住民に医療サービスを提供することが困難になっていくと危惧している。

私は、そのような将来の不安を解消するために、研修医優遇措置や外国人医師等の採用も視野に入れた大胆な施策が早急に必要ではないかと考

えており、そして、もし必要なら、県や国と連携して研修医が働きやすい環境を整備するほか、外国人医師の医療行為を認める地方特区の取得に向けた積極的な努力を行うべきだと考えるが、本市としては、どのようにして医師の確保を行うのか、また、その待遇はどのようになっているか所存なのか市長の考えをお伺いしたい。

また、小児初期救急医療センターの設置を契機にして、富士北麓地域全体の医療体制の連携が必要となることは疑いの余地がない。

そのような観点から、本市は市立病院を含めた総合的な医療体制について運営費をどのように考えているのか、また、近隣市町村との連携をどのように考えているのか併せて伺いたい。

【二回目の市長答弁】

①富士・東部医療圏にお

いて市立病院が担うべき中心的な役割は当該領域の二次医療であり、他の病院との連携を推進することにより、病院勤務医の負担も大きく軽減され

るものと考ええる。

また、医師の派遣については、派遣元である大

医療機関との連携が不可

欠であり、関係医療機関、また、富士・東部医療圏の関係市町村との連携を密にする中、小児初期救急医療センターを最大限

【二回目の質問】

市立病院の赤字は本市の財政を圧迫しており、本市の医療体制はもとより、本市そのものの将来を左右する重要な問題だと考える必要があり、ひいては近隣市町村との連携が大切になる。

ところが、市長は、前年十二月定例会議の中で「一般外来の土曜日休診については、山梨赤十字病院との協議の中で、双方の病院が毎週土曜日に休診するのではなく、休診日が重ならないような隔週での休診を検討している」と私の質問に答弁された。しかし、市立病

研修医の受入れについては、管理型臨床研修病院の取得を目指し、研修体制等ワーキンググループを設置し、その取得に向けた検討に着手したところである。

外国人医師の医療行為を認める特区の取得については、臨床修練制度において対応可能であり、特区の必要はないとする結論を出しており、今後の動向を見守って参る。

次に、小児初期救急医療センターと地域医療機関との連携及び小児初期救急医療センター運営費負担金等については、小児初期救急医療センターは、富士北麓総合医療センターへの設置が決定され、諸準備を行っているところである。小児救急は軽度な患者に対応する初期救急と重篤患者に対応する二次救急の体制で行われるため、地域医師会や基幹病院をはじめとした

院の外来診療日は、本年六月より第一、第三及び第五で全科が休診となり、山梨赤十字病院も本年七月から第一、第二及び第五で外来診療がなくなる予定である。

つまり、両病院の休診日が重なることで、富士北麓地域に医療の穴が生じるわけで、これが正しい協議の結果と言えるのか疑問に感じるので、どのような経緯でこのような結果になったのか答弁を伺いたい。

二回目の市長答弁

②土曜日の外来診療休診については、山梨赤十字病院と協議を進めた結果、両病院が同じ土曜日の外来診療休診を決めたものであり、昨年答弁した内容と異なる結果となったことは遺憾ではあるが、勤務の過酷さが指摘されている勤務医や看護師不足は、富士・東部医療圏においても同様であり、医療従事者の執務環境や労働環境の改善等を図ることが、継続した安全で安心できる地域医療の提供につながるものとして決定した。

今後は、富士・東部圏

域の基幹病院として二次医療や二次救急医療を中心に、山梨赤十字病院と連携しながら、万全の体制で進めて参る。

富士北麓地域における総合的な医療体制に伴う運営については、「公立病院改革ガイドライン」の中で国が求めている経営の効率化や再編ネットワーク化も含め、公立病院の果たすべき役割である必要な医療を安定的か

②環境と景観に配慮したまちづくりと富士山世界文化遺産の登録について

二回目質問

私は、平成十九年十二月定例議会の一般質問でも触れたとおり、本市をはじめ富士北麓地域にとって、富士山は欠かすことのできない唯一無二の存在であり、環境と景観が富士山と融合することで更に富士山の資産価値が上昇し、本市を中心とした将来の富士北麓地域が豊かで文化的な地域へと変化するものと確信しており、その効果的かつ

効率的な方法は、本市の気構えであり、内外に向けたアピールであると質

つ継続的に提供するため、協議、検討して参る。

また、専門機関の設置については、富士・東部地域保健医療推進委員会、さらには当面の課題である周産期医療についても専門医からなるワーキンググループが設置されており、今後この委員会及び専門委員会を核として、引き続き、取り組んで参る。

問した。

しかし、その後の市の対応を注視すると、先の答弁は口先だけで、全く真摯に受け止めていないと言わざるを得ない。

平成二十年一月に福田首相は、施政方針演説の中で温室効果ガス排出量の大幅削減に挑もうとする国内の環境モデル都市十都市を選び、政府は重点的にバックアップしていく方針を表明した。私は駄目でも良いから本市も手を挙げるべきだと主張したが、態度を曖昧にされた。

そもそも環境施策に対して、本市が後れを取る理由は何なのか、本市は本当に行動する気構えがあるのか市長の本当の思いを伺いたい。

次に私は、環境と同時に景観も本市の資産価値を高める有効な手段だと思っている。早ければ3年後に控えた富士山世界文化遺産を睨んだ本市の施策が未だに見えてこない現実には憂慮しており、日本人なら誰でも恐れ、畏怖の念を抱くこの山が本市にあり、富士山世界文化遺産の登録は間違いなく本市を含めた周辺地域の価値を高めることになる。しかしながら、本市では富士山を有効な財産として活用しきれていない。私は、景観に対してのまちづくりにも配慮が足りないことが一つの要因であるからだと考える。

先日オープンした御師旧外川家住宅にしても、歴史的景観と街並が調和しているのならば、本市にとって文化的価値があるのであり、今以上に観光面でも大いに寄与するものと思われる。

そこで、富士山世界文

化遺産の登録と、それに関連した本市の環境と景観への取り組みを、伺いたい。

二回目の市長答弁

①本市の環境施策については、自治会による資源ごみの拠点回収等や環境コミュニケーションの設置、地方公共団体としては取組みの早かったISO14001の導入と地球温暖化防止対策実行計画など、他の自治体と比較しても遜色がないものと考えている。

環境についての私の考え方については、昨年十二月定例会において答弁したとおりである。環境への取組みが非常に見えにくいとのことであるが、懸案事項であったごみ減量化対策となる指定ごみ袋の導入、ごみステーションでの資源物回収などの実施に向けた準備作業を進めている。

市は地域の事業者として大きな環境負荷を持つことから、グリーン購入の推進や二酸化炭素の削減に向けた公共施設への自然エネルギーの導入などを、エコオフィスとして地球温暖化防止へ

6月市政 一般質問

の取組みを進めている。さらには、明見湖公園をはじめとした地域の環境資源を活かした環境体験プログラムを実施するなど、本市の自然環境と地域特性を生かした「環境力」を市内外にアピールして参る。

富士山世界文化遺産の登録に関連した環境への取組みについては、積極的なボランティア清掃への支援や休日、夜間を含めた監視パトロールなどの不法投棄防止対策により、ごみの散乱や不法投棄物による環境破壊や景観の悪化の防止対策を実施しており、今後も富士山の環境保全と景観を維持するため最善の努力をして参る。

次に、富士山世界文化遺産登録については、平成二十三年度の登録を目前に、本年度は、当該市町村内にある資産候補の保存管理計画書を策定することとなっている。

本市においては、吉田胎内、北口本宮富士浅間神社、小佐野家住宅及び旧外川家住宅の4件が候補に挙がっており、本年度中の保存管理計画の策

定を目指し作業を進めているところである。

現在は、特に市民生活に影響が出ると考えられる資産候補を保護するためのバッファゾーンの取扱いについて、県と協議を行っている状況である。

また、景観への取組みとしては、平成十九年度から、富士北麓地域の市町村と山梨県とで景観行政に対する勉強会を開催しているところであり、富士山世界文化遺産登録への取組みも視野に入れている。現在、検討している。

二回目質問

本市に「環境力」があると本当に思われるのなら、市長自ら「本市は環境景観立市である」と宣言し、市内外に本市の取り組みをアピールするなど、国際観光都市に相応しい態度と気構えで臨んでいただきたいと思うが、市長の考えを伺いたい。

次に、本市が環境問題に積極的な取り組みをしている証として、市内外に印象付ける具体的なシンボルが必要だと思う。市長の答弁にあった「市民等への意識醸成を図る」

意味でも、また、本市を広くアピールするために環境に配慮したシンボルが必要である。

私は、明治大学跡地の企業誘致に依りてくれた株式会社牧野フライス製作所担当のお話を伺う機会があった。その中で、同社の企業理念としての方針から「明治大学跡地に建設する当該施設は、環境に配慮し、景観を周囲と調和させる」とのことであった。

奇しくも、前年十二月定例会の一般質問の中で私が言った「環境と景観に配慮した企業の誘致」になったわけだが、民間企業がこのような取り組みを行う理由を、市長はもちろん、職員の皆さんも良く考えるべきだと思う。一見すると、面倒で初期投資の必要な環境問題こそ、行政が率先して行うべきであり、行政の義務だと考える。しかも、先の北富士演習場第八次使用協定の国の回答の中に「民生安定事業により整備した施設の運用に経費を要する状況は理解するところであり、今後、太陽光発電システム

等その軽減に資する整備事業については具体的な要望を踏まえた上で検討してまいりたい」とあるように国の方針も環境を考慮したものであると窺い知れる。つまり、国の助成についても、今後、環境面に配慮がなされていくことが想定されており、再三述べているように本市の未来に寄与すると思われる。

そこで、現在計画中の文化エリア整備事業をスタートとして、本市が今後計画する東庁舎や小中学校体育館の建て替え事業等の公共施設に太陽光パネルを積極的に設置し、施設運用費の軽減と環境教育の向上を図るべきだと思うが、市長の考えを伺いたい。

次に、富士山世界文化遺産の登録についてであるが、国や県の対応を含め近隣市町村との連携など、まだまだ不確定な部分も多いが、たとえ、富士山が世界文化遺産に選定されなくても、環境と景観に配慮したまちなみが本市にとって大きな財産となることは間違いのない。美しいまちなみや歴史と調和のとれた景観は一朝一夕にできあがるものではないし、また単に行政だけで解決できるものでもない。

私は、本市独自の景観条例を検討する時期が来ていると思うが、市長の考えを伺いたい。

二回目市長答弁

②本市の環境景観立市の宣言については、環境基本条例及び環境基本計画において、本市が目指す目標と理念が明文化されており、環境立市の行政執行方針は明確になっているものと考へている。

さらに、環境基本条例には「環境の保全と創造に関する基本的施策」が具体的に列挙されているので、その内容を具現化した環境基本計画に基づき、環境関連の施策を実施している。また、環境基本計画により実施した環境側面を有する事務事業の評価を行い、その実績を環境基本計画年次報告書として公表しているところである。

今後においては、環境景観立市の趣旨を踏まえ、本市の環境力を最大限に活かした総合的な施策を

強力に推進し、環境教育等の機会を創出し、広報誌等を活用して市内外に発信して参りたい。

公共施設への太陽光パネルの設置については、現在、公共施設のうち、環境美化センター、環境コミュニケーションプラテック、下吉田東小学校には、太陽光発電や小型風力発電等の自然エネルギーシステムを導入し、温室効果ガスの削減や電力エネルギーの軽減だけではなく、子供たちの環境学習にも効果をあげているところである。さらに、現在、整備を進めている市民文化エリア施設への太陽光発電施設の設置についても、文化エリア整備事業の基本設計において検討を重ねているところである。

かした街並み空間など、本市の景観上の諸課題について研鑽を重ねているところである。

今後、引き続き、これらの検討を重ねる中で、富士山をはじめとする自然景観や貴重な歴史的文化財などを活かした本市固有の優れた景観と調和したまちづくりに向けて、積極的に研究して参る。

三回目質問

今までの答弁では的を射ていないので、「本市はどうして環境モデル都市十都市の候補に手を挙げなかったのか」の一点だけ市長に再度、伺いたい。

三回目の市長答弁

③環境モデル都市十都市事業への応募については、国が応募基準として、温暖化効果ガスの大幅な削減、他の地域の模範となるような先進性、独自のアイデアなどの視点に立った、実現可能な取組みを持続的に展開していく先進的なモデル都市を対象として募集したものであり、現時点での本市の「新エネルギービジョン」に掲げる施策の進捗状況を考慮し、今回の環

境モデル都市への応募を見送ったものである。

考え方としては、昨年三月、本市の地域特性等を踏まえた「新エネルギービジョン」を策定し、優先的に取り組む重点プロジェクトとして、家庭における太陽熱利用・太陽光発電などの導入支援、公共施設等への自然エネ

③農業政策について

二回目質問

近年の農業の実態は、全国的な農業従事者の後継者不足もあり、その中でも山梨県の休耕地は四十七都道府県中ワースト二という現実もある。

しかし、本市は富士山を有した風光明媚な場所という立地条件や、広大な農業地区が存在しており、観光農園という新しい農業を模索するのに適した場所であるともいえる。現に大手旅行代理店は本市に注目し、地元有志の協力の下、農作物収穫祭観光ツアーとして、一万五千人から二万人規模の計画を進めている最中である。

ここで私の質問する農

ルギーの導入など、こうした施策を着実に積み重ねていくべき段階であると判断した。

今後、地球温暖化問題やエネルギー問題への対応を図り、富士山の多様性に富んだ自然環境を後世に継承していくため、本市の特性にあった環境施策を進めて参る。

三回目の市長答弁

農業政策とは、従来の農業政策の範囲をもう少し柔軟に拡大して、新しいアイデアによる農地の活用方法、あるいは新しい農業の可能性について、本市がどの程度積極的に考えているのかをお聞きするものである。

現在、農作業の後継者は減少しつつあるが、観光農園などの新しい可能性を見出している人がいるということも事実である。また、スローライフに憧れて農作業を始める都会の人が増えてきているということも事実である。昨今の食への安全性の問題や地産地消という食生活改善運動は農産物への関心が如何に高いかを示している。

このような流れは同時に、経験豊富な農業従事者のアドバイスや手助けなど高齢者の知恵にすがりより方法もなく、新しい雇用の創出にも繋がると思われる。

本市はこのような農業へのニーズを的確に情報収集し、新しい農業への挑戦に資金援助や補助等を行い、農業経験者や農業の未来にかける人たちを積極的に手助けするべきだと思いが市長の考えを伺う。

二回目の市長答弁

①本市を取巻く農業の現状は、厳しい自然環境の中、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、耕作する農地も減少する状況にある。

この中、市では、生産性の向上と優良農地の確保のため、中山間地域総合整備事業による効率的な圃場整備を実施し、農家にあつては地域の特性にあつた野菜苗、花壇苗の組合生産、酒米の栽培、味噌等加工食品の原料となる青畑大豆の栽培を行い、販路が拡大しつつある。また、ブランド米の

6月市政 一般質問

ミルクキーキーンの学校給食の食材として取り入れ、農村女性アドバイザーによる地場産品の食育活動も行うなど、地産地消を積極的に進めているところである。

旅行代理店の農産物収穫観光ツアーは、多くの県外者が本市を訪れることになり、雄大な富士山を眺めながらの新鮮野菜の収穫は、農業従事者の増収等にもつながり、農業への意欲もさらに増すものと考えている。また、観光農園の拡大を図れるよう地域就農者への協力を働きかけることにより、耕作放棄地の解消を図るとともに、地域の環境を守り次世代へ継承していただけるものと期待しているところである。

資金援助や補助等については、「水田農業構造改革対策推進事業補助金」、「中山間地域等直接支払交付金」、「農地・水・環境保全向上対策交付金」などを活用するとともに、低利融資制度を利用してできる認定農業者の掘り起こしなどにより、担い手を支援して参る。

【二回目の質問】

農産物収穫祭観光ツアーが、実際に地元有志の皆さんの努力で計画されており、本市もその動向に期待をしているのならば、何らかの対策を講じる必要があると思う。

具体的には、城山東農村公園の有効活用やイベントの開催など、観光客の皆さんが本市を訪れて良かったと思うような演出を行うことが、本市の評価を高めると同時に新しい産業の手助けになると思われる。特に城山東農村公園には、水車、東屋、小川、トイレなどの設備がある。観光客の増加する時期に当該施設の積極的な解放を行い、しっかりとした管理を行ったら良いと思うが、考えを伺いたい。

また、農産物収穫祭観光ツアーに限らず、休日等には各種団体等に協力を呼びかけ、同公園エリア一帯で農作物の販売所や水車等を活用したイベントを開催したり、また、水路にはマイク口発電装置を設置するなど、広く内外に本市の取り組みをアピールしたら良いと思

うが、考えを伺いたい。

【二回目の市長答弁】

②農業従事者でない一般の人たちへの農業への参入については、農作物の栽培は長い経験と技術を要するため、大変難しいところであるが、このような方々と既存の農業関係団体等との連携を図ることにより、技術の習得も容易にできるものと考え、新しい担い手を期待しているところである。

このため、有効な農地活用を目指し、農地貸付意向調査等を行い、農地の流動情報を広く収集することにより、農業体験などを希望する一般市民等に対し、農地に関する情報提供を行って参りたい。

【都市産業部長答弁】

城山東農村公園の管理については、公園内を流れる小川の浚渫を昨年の秋に実施し、雑草の処理についても、城山地区の農業関係者との集落協定事業の一環として実施したところである。

今後、富士山を背景とした癒しの空間となるよう定期的な管理を行って参る。

公園内におけるイベントの開催等については、既に一部団体に参加を呼びかけ、地元で収穫された農産物食味会を計画している。また、市立病院東側の農場においては「大豆栽培から味噌づくり・やってみ隊」の募集を行い、アドバイザーの指導のもと、栽培から加工までを体験する機会を提

供して参る。

さらに、市内においては、市民農園の整備や、小学生による秋の稲刈と餅つき大会を実施するため、地元農業者、保護者の御協力により、すでに田植えを済ませたところである。本市ではこのように様々な機会をとりえ、農業への触れ合いの場を設けている。



佐藤みどり議員

①地域福祉の推進について

【二回目の質問】

本市においては社会福祉法に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織された「富士吉田市社会福祉協議会」が、昭和二十八年に設立され、昭和五十年七月に社会福祉法人として認可を受け、今日まで本市の福祉の中心拠点として重要な役割を果たしてきた。

最近では、市としても職員数を年々削減してお

り、財源も減少していく中で、地域の住民と一体となって地域力を高め、ボランティア活動の推進を支援していくことが住民福祉の向上につながっていくものと確信している。

そのためにも福祉の拠点である社協の役割と期待は益々大きくなっていくことと思われる。

今後の地域福祉と社協の果たすべき役割につ

て、また、ボランティア活動に対して市長はどのようなお考えであるかお聞かせ願う。

富士吉田市社会福祉協議会は、会長が市長であり、課長一人を市より派遣させ、現在は事務局長も市のOB職員が務めている。

事業の多くは市の委託事業を行っているが、議会には出席はしていない。派遣職員の位置づけと、市との連携、それぞれの役割分担についてどのようにお考えであるかお尋ねする。

「二回目の市長答弁」

今後の地域福祉と社会福祉協議会の果たすべき役割については、地域福祉の目的は、様々な事情から福祉サービスを必要とすることになって、これまでと同様に、家族、友人等との関係を保ち、誰もが自分らしく、誇りをもって普通の生活を送ることができるような社会環境を構築することであると認識している。

社会福祉協議会は、この地域福祉の考え方を核として、様々な福祉ニーズを必要とする人が、可

能な限り地域社会との関係を密接に保つたまま生活できること、それを行政制度だけでなく、地域社会全体で支えることが大切であることから、こうした考え方を基本に地域福祉事業を推進する役割があるものと考えている。

地域福祉に係るボランティア活動については、地域の福祉イベント等における献身的で地域に根ざした活動を行う数多くのボランティアの活動は、本市の地域福祉の推進に欠かすことのできない、最も重要な存在のひとつであると認識しており、日ごろから大変感謝しているところである。

こうしたボランティア活動を積極的に推進するため、底辺の拡大を目指し、市内小中学校をボランティア活動普及協力校に指定し、学校生活において普及に努めており、また、ボランティアスクールを開催するなど、活動の普及、促進に努めている。

今後、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携をより一層強

化し、ボランティア活動の啓蒙、普及に努めて参る。

派遣職員の位置付けと市との連携、それぞれの役割分担について、社会福祉協議会の業務は、本市の事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市が福祉施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして、職員派遣を行っているものである。

社会福祉協議会は、住民福祉の向上を目的として法人化された組織であるので、住民ニーズに応じた自主的、自立的な事業運営を図ることのできるよう、今後市として、力を注いで参る。

「二回目の質問」

介護保険事業等は、民間事業所が増え、利用者ニーズに充分応えられない状況にあると思うので、社協では民間で出来ない事業をより広範囲にわたって行っていただくことが望ましいと思う。

社協は本来の地域福祉事業により力を入れるべきであると思うが、今後市は、社協とどのような連携をはかりながら地域

福祉事業を推進されるのか市長のお考えをお聞かせ願う。

次にボランティア活動について再度お尋ねする。まず、拠点作りであるが、富士吉田市ボランティア協会に福祉関係の団体は登録しており、協会が現在十七団体と個人会員七十六名の会員のまとめ役として拠点を富士見町のシルバー人材センターの一角におき、社協と連携をとりながら、いろいろな事業を行っている。

社協の大切な仕事の一つとしてボランティア活動があるわけなので、より連携を密にし、支え、育てていただくという考えのもと、福祉ホール内に拠点を置き、会員さんが自由に出入りし、活動できる拠点にしていくことが大切であると思う。

高齢者の活動家が元気にボランティア活動を続けていく為にも最高の施設であると思う。また、役員さん達が年々高齢化していつの間にかの世帯の方達を育てていくことも大きな課題である。地域福祉をより充実させ

る為の必要条件である後継者の育成について市長はどのようなお考えをお聞かせ願う。

現在、ボランティア活動は広範囲にわたり、福祉関係のみならず、スポーツ、環境、教育、食育、観光、まちづくり等々、あらゆる分野で活動が行われており、イベント等もボランティアさんの協力がなしでは実施できないのが現状である。これら多くのボランティア団体を統轄するボランティア拠点があってもよいのではないか。

今のボランティアロビーをさらに充実することにより、福祉ホールの多くをこのボランティアの皆さんが嬉々として活用するようになると、このまちはもっと元気になると思う。

そして、各基幹コミセンにご協力をお願いし、簡単な窓口業務や、ボランティアボードを設置して、情報を公開し地域の身近な場所でも誰もが出来ることから、ボランティア活動に参加できるようにシステムを作り上げていくことが、地域のつな

6月市政 一般質問

がりを深めボランティア活動をより広げていくことにつながると思う。

「ミセン等の活用について、また、定年後の男性ボランティアの活動等についても今後は地域力を高めていく上で大切であると思うがこの点についても、お考えをお聞かせ願う。

「1回目の市長答弁」

社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進について、地域福祉を進めていく上では、地域社会における住民相互の助け合いなど柔軟かつ多様なサービスを提供する民間福祉活動の推進が必要とされており、現在、市が社会福祉協議会に委託している地域福祉事業については、社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、情報交換を密にしながら、住民ニーズに対応した事業とするよう検討して参る。

ボランティア活動における後継者の育成については、底辺の拡大が重要と考え、学校生活等を利用し、活動の普及、促進に努めて参った。しかし、後継者の育成には時間を

要することから、ボランティア活動に興味を持った方々が活躍できる場を設けることも必要であり、参加、行動の方法がわからないという現状を作り出さないためにも、社会福祉協議会と協議する中でボランティアロビーの充実を図り、多くの子供や市民がボランティア活動に参加できるように機会を提供して参りたい。

定年後の男性ボランティアの活動について、その参加を促す取組みも求められており、定年を迎えた団塊世代の方々は、自治会の役員として活躍されることが多いため、自治会活動の機会を捉え、様々なボランティア活動の啓蒙・普及に努めて参りたい。

各種ボランティア団体を統轄する拠点については、今年度、ボランティア団体、これからボランティア活動を計画しているグループ、自治会等の活動を支援していくため、市民ふれあいセンターにデジタル印刷機を導入し、利用団体を登録制にすることで、各団体間の連携を密にしながら、それぞ

れの団体の使命やモチベーションをより長く、より強力に持ち続けていただけのものと考えている。

今後は、この印刷機を積極的に活用し、各種ボランティア団体等の連携強化が進み、市民ふれあいセンターが様々な団体を統括する拠点になるよう、取り組んで参る。

「2回目の質問」

市民ふれあいセンターは指定管理者制度を導入し、現在NPO法人富士北麓まちづくりネットワークがその管理運営を委託され、行っている。

市民ふれあいセンターに設置されたデジタル印刷機は、各種ボランティア団体より大変喜ばれ利用されている。この発想は住民サービスと合わせ、ボランティア活動の推進に役立つ素晴らしいものであり、市内に一カ所のみでなく、各地域の基幹コミュニティセンターにも設置し、ボランティアボードと共に利用できる、身近なところで多くの方達がボランティア活動に関心をもち、参加でき、地域力も増すことと思つ。

地域の自治会が指定管理者として受託している基幹「ミセン」の活用にも、より力を注ぐことが、地域福祉の推進により効果的であると思う。

これらのことについて市長はどのようにお考えになりますかお尋ねする。

「2回目の市長答弁」

各種ボランティア団体を統括する拠点について、コミュニティセンターへのデジタル印刷機設置は、今後の利用状況や団体か

らの要望等を踏まえ、対応して参りたい。

また、コミュニティセンターの活用については、地域の皆様が気軽に集える施設運営を実現するよう、訓示したところである。

今後も、使いやすく、親しみが持てるよう検討し、市民活動とボランティア活動の拠点施設としても活用できる体制を強化して参りたい。

②学校耐震化の促進と防災機能の整備について

「1回目の質問」

小中学校施設は、地震等の非常災害時に児童生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠であると思つ。

先の中国四川大地震では、小学校倒壊で、多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡した教員、生徒が全犠牲者の一割を超える災害となった。

このようなことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために、「地

震防災対策特別措置法」を改正して、国庫補助率を引き上げ、地方交付税措置の拡充などが盛り込まれることになった。

今国会で改正になった国からの市町村への財政負担軽減のための支援措置は、平成二十年度から平成二十二年度までの三年の時限措置となっており、この補助率のかさ上げについての規定は、平成二十年度予算から適用するとお聞きしている。

本市の財政負担を少しでも軽くし、安全・安心

な避難場所として一日も早く設置できるように、できる限り支援措置の期間内に残るすべての学校施設の耐震化が終了できるように、計画を促進すべきであると思うが市長のお考えをお聞かせ願う。

次に、避難所指定校の防災機能の整備についてお尋ねする。

災害時に避難場所に指定された学校施設は、避難場所として被災者を受け入れるのみならず、地域住民に必要な情報を収集、発信するとともに、食料・生活用品等の必要物資を供給する拠点になるなど様々な役割を果たすことになっている。特に避難場所でのトイレ、水、電気等の整備は欠かすことのできない重要な問題である。現状についてどのように把握されており、それをお聞かせ願う。

また、備蓄倉庫の計画についても現在地域ごとに推進してあるが、避難場所との連携、現況、今後の計画等併せて市長のお考えをお聞かせ願う。

【二回目の市長答弁】

本市の小中学校における耐震化の状況は、校舎は、学校の全ての施設の耐震化が終了しているが、体育館については、中学校四校と下吉田第一小学校を除く、六つの小学校で整備を要する状況にあるので、本年度から計画的に小学校体育館の建替え整備に着手したところである。一般の「地震防災対策特別措置法」の改正は、有効な制度ではあるが、期間が三か年であることから、期間内での六校の整備が可能かどうか検討するよう庁内の関係各課に指示したいと考えている。

避難所指定校の防災機能の整備については、下吉田第一小学校を除く十校を第二次避難所として位置付け、その機能強化に努めている。

避難所の役割は、市民の避難生活の支援として、応急的な食料や救済物資の配給、医療の提供、復興支援情報などの提供と発信、さらに健康相談など、市民の生命を守るため、非常に広範囲にわたるものと認識している。

これまで、避難所がこうした役割を十分に果たせるよう、地域住民と「自助」、「共助」を原点とする防災意識を共有する中で、より現実的に即した形での避難所開設訓練などを行うとともに、防災備蓄倉庫の計画的な設置や救済物資等の備蓄に努めているところである。

大規模災害時には、水、電気等のライフラインの停止が想定されるので、復旧するまでの対応について、初期行動マニュアルに正しい対応を図る。水の供給については、各避難所の受水槽を緊急遮断弁付のものとしており、利用可能な場合には利用し、受水槽自体に被害がある場合は、備蓄倉庫備え付けの可搬型受水槽や給水車により対応して参る。さらに、トイレ、電気などは非常用発電機、組立式簡易トイレなどの防災備蓄品を非常食などと併せて備蓄しており、これらにより対応を図って参る。

次に、防災備蓄倉庫については、最終的な施設として、上吉田地区への整備を進めており、これら施設については、各避難所と有機的な連携が図れるよう市内に均等に配備してきたところであり、今後の計画としては、備蓄品の充実強化を図って参る。

【二回目の質問】

学校の耐震化については、当然この法改正を機に全国的に多くの耐震工事が行われるものと思う。早急に実施に向けての具休策を検討していただき、もし不都合な点があれば、いち早く、国、県へ諸条件の改正を求めていき、出来る限りこの財政支援を活用していくべきであると思うが、市長はどのようにお考えをお聞かせ願う。

次に、避難所指定校の防災機能の整備についてであるが、市として備蓄倉庫の備蓄品はどのような物を準備し、その確認、点検はどのように行っているのか。設置場所も市民に広くお知らせすることも大切であると思うが、いかにお考えか。

また、水、電気等の対応については、「初期行動マニュアル」に従い対応を図っていくとのことであるが、この初期行動マニュアルに従って毎年具体的な訓練は実施されているのか。また、災害時はなんといても地域での共助が一番必要とされる。地域の自主防災組織との連携が何よりも大切であると思う。これらも共有していけるのかをお尋ねしたい。

防災備蓄倉庫は、現在暮地地区、明見地区に各一ヶ所、下吉田地区に二ヶ所設置されており、最終的施設として、上吉田地区に一ヶ所整備を進めるとのことであるが、上吉田地区一カ所で充分な対応が出来るのか。

今日おこるかもしれない災害に対し、備蓄品の整備等も早急に行い、地域ともしっかり情報を共有して、尊い命を守るために後悔が残らないよう万全の準備を行うべきであると思うが、市長の防災対策への取り組み姿勢についてお聞きしたい。

【二回目の市長答弁】

学校耐震化については、法律の成立に伴い、国庫補助の期限内に対応ができるよう具体策を検討して参る。

6月市政 一般質問

自主防災組織との連携については、災害時には、日ごろからの備えと家族や地域とのコミュニケーションが重要であり、自治会等を対象とした防災講演会を市内各地区で開催した。

近年、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という機運の盛り上がりから、自主防災組織の再構築に向けた取組みが市内各地で行われており、これらの自主防災組織との連携強化に努め、防災対策の推進を図って参る。

防災備蓄倉庫の上吉田地区への整備で市内五か所への整備が完了することになり、市内全域で災害時の対応が可能になるものと考えている。防災備蓄倉庫の実際の運用については、五か所の防災備蓄倉庫を有機的に連携させ、災害の状況に応じて効率的で柔軟な対応を図る。また、市街地化の伸展等に伴う防災状況の変化に際しては、現在の防災備蓄倉庫整備計画の見直し等、必要な検討を進めていく。

防災対策への取組み姿勢については、防災対策

の基本は「自助」、「共助」、「公助」の三者の連携が機能することにより、災害に強いまちづくりが可能になるものと考えているので、ハード面の整備はもとより、地域の自主防災組織、企業、NPOなど様々な団体との連携強化を図り、それぞれの役割分担のもと、災害に強いまち富士吉田の実現に向け、地域と一体となって防災対策に積極的に取り組んで参る。

【企画管理部長答弁】

避難所指定校の防災機能の整備について、市として整備する防災備蓄品については、山梨県が大规模な被害を及ぼす地震を想定して定めた基準や、静岡県が定めている自主防災組織における備蓄品の装備基準などを参考に、本市における必要な備蓄品の充実を図っている。

主な備蓄品は、バケツやスコップなどの初期消火や救助用資機材、救急セットなどの救護用資材、テントや毛布などの避難生活用具、大なべやコンロ、アルファームなどの給食給水用具など多岐にわたる備蓄を進めている。

これらの備蓄品は、現在、市内四か所の防災備蓄倉庫において一元的に管理しており、定期的な資機材点検を実施している。

防災備蓄倉庫の設置場所の周知については、備蓄品を市民に直接に配布する施設ではないので設置場所の周知ではなく、市民に安心感を持っていただけるような周知を行

③CO2の削減と「もったいない」運動の推進について

「二回目の質問」

本市においては、昨年九月議会で「環境問題について」何点が質問させて頂いた。その中で、「ゴミ減量に関わる」「指定ゴミ袋の使用について」、「資源ゴミのリサイクルと回収方法の改善について」は、その後の進捗状況はどうかのものか、市長にお尋ねする。

また、公共施設への資源ゴミ、リサイクルステーションの設置についても、進捗状況をお尋ねしたい。

さて、ケニアの環境活動家でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マー

って参る。

初期行動マニュアルに従った訓練については、市職員、学校関係者、自主防災会などに広く呼びかけ、「二次避難所開設・運営訓練」を継続的に行っており、向原連合自治会を対象とした土砂災害訓練を実施したところである。

タイ博士が、2005年に京都議定書発効を記念して来日した際、公明党の浜四津敏子代表代行と会談し、「日本にはもったいないと言う素晴らしい価値観がある。この言葉を世界語にして世界に訴えていきたい。」と、語り、「もったいない」を全世界の女性の合い言葉にしていくことを誓い合った。

この「もったいない」を、生命に焼き付け、私たちもマータイ博士と共に「もったいない」を合い言葉にして、環境問題に取り組んでいかげなものか。市長はどのよう

にお考えかお尋ねしたい。

次に、「エコキャップ運動の推進について」市長にお尋ねする。

本市では、ペットボトルのキャップは現時点では、一般のゴミとして焼却している。

先日「エコキャップ推進協会」の活動を知り、大変共感を覚えた。この運動の主旨は、年間約二百五十億本のペットボトルが生産され、再資源化は三十七％であり、完全資源化には、ほど遠い状況になっている。焼却処分するとCO2の発生源になったり、埋め立て処分すると土壌汚染を引き起こすこととなり、地球環境を破壊している。

キャップ四百個で十円になる。ポリオワクチンは一人分二十円で、キャップ八百個で一人の子供の命が救える。集めたキャップはエコキャップ推進協会に送ると、エコキャップ推進協会から、リサイクルメーカーへ売却され、売却益をワクチン寄贈団体NPO法人「世界の子供にワクチンを」日本委員会へ届けられ、そこから途上国にワクチ

ンが届く仕組みになっ
ている。

キャップを集める場所
を作っていたら、すぐ
に始められることであ
る。子供から高齢者ま
で気持ちがあれば誰も
参加できる。

本市としても是非この
推進に参加して地球を
みんなで守る運動を展
開していきたいと思う。
エコキャップ推進活動
参加についてお考えを
お聞かせ願う。

【二回目の市長答弁】

「指定ごみ袋の使用」、
「資源物のリサイクルと
回収方法の改善」、また
「公共施設への資源物、
リサイクルステーション
の設置」の進捗状況は、
指定ごみ袋導入に関する
内容等について具体的に
検討をしている。また、
ごみ減量の重要な柱で
あり、長年の課題の資源
物回収方法の策定、さら
に自治会の拠点による資
源物の回収事業と共に公
共施設の活用など準備を
進めている。
「もったいない」運動
については、その概念に
基づき、「ごみを減らす」リ

デュース」、ものを繰
返し使う「リユース」、
再資源化する「リサイク
ル」の3Rを柱に、進め
て行かなければならな
いと考えており、国の「二
十一世紀環境立国戦略」
にも、3Rを通じた持続
可能な資源循環社会の取
組みを重点実施項目とし
て掲げており、一人ひと
りができることをしよう
と、機会あるごとに「も
ったいない」の考え方を
呼びかけて参る。

エコキャップ運動につ
いて、ペットボトルのキ
ャップは一般廃棄物とし
て焼却処分されているの
が実情であるが、今後は、
フクチン支援活動による
キャップ回収運動が民間
協力団体により進められ
ているので、この取組み
がごみ減量やCO2排出
削減にもつながることか
ら、協力団体との情報交
換を行い、キャップ回収
の体制づくりを検討して
参る。

「資源物の回収方法」
の改善と、「資源物リサイ
クルステーション」の
設置についても、市民が
容易に資源物を出すこと
ができる方法として、ご
みステーションで、新聞

【二回目の質問】

環境問題は大きな取り
組みも大切であるが、毎
日の生活の中で一人ひと
りが問題意識を持って出
来ることから取り組んで

いくことにより、小さな
積み重ねが地球環境を大
きく左右していくことで
あると思う。

行政は、市民一人ひと
りが取り組みやすいよう
な環境整備を行っていく
ことが役割であると思つ
つ。

そこで再度、「指定ご
み袋」の使用について、
「資源」の回収方法の改
善について、「公共施設へ
の資源」の回収方法につ
いて、「公共施設への資源
」の回収方法について、
その取り組み状況をお聞
かせ願う。

【二回目の市長答弁】

指定ごみ袋については、
本市の一般廃棄物処理計
画に基づくごみ減量と
資源化等に加え、市民が
受け入れやすく、また資
源のリサイクルに対する
意識の高揚を図るべく、
導入するものであり、現
在、単価、材質等につ
いて具体的な検討を重ね
ている。

「資源物の回収方法」
の改善と、「資源物リサイ
クルステーション」の
設置についても、市民が
容易に資源物を出すこと
ができる方法として、ご
みステーションで、新聞

紙、雑誌等の回収ができ
るよう準備を進めている。
さらに、自治会による
資源物拠点回収だけでなく、
公共施設への資源物
リサイクルステーション
の設置や、その運用方法
等についても、指定ごみ
袋導入に合わせ、総合的



秋山晃一議員

①地球温暖化に対する市の取組み
について

【二回目の質問】

地球温暖化の問題は待
たなしの課題である。
温室効果ガス削減の取組
みが遅れば遅れるほど
その影響は強大なものに
なる。国のやり方待
つではなく地方自治体と
しても直ちにこの問題に
取り組むべきではないか。

まず、市が率先して温室
効果ガスの削減に取り組
むべきである。その第一
は自然エネルギー活用の
推進である。

昨年二月に出された地

に検討を進めている。
これらごみの回収方法
等の見直しについては、
条例改正を含む大まかな
事業計画案が策定された
時点で議会への報告協
議を行い、来年度早い時
期で実施したいと考えて
いる。

域新エネルギービジョ
ン報告書をもとに、太陽
光発電とマイクログ水
力発電を中心にお聞き
する。

太陽光発電については、
引き続き、公共施設へ
の積極的な導入を進め、
小中学校では学校で消
費する電力の一部をま
かすとともに環境学習
の教材として活用する
とされている。

また、考えられる導入
場所として体育施設
となっているので、今
年度も一校で工事が進
められる

6月市政 一般質問

予定の各学校の、体育館の耐震化計画などは、導入を進めるよい機会だと考えるが、設置は考えておられるのか、また、そのほかにこの報告書では市庁舎、文化施設にも太陽光発電の導入が記述されている。

地球温暖化対策という面だけでなく地震などの災害時の自主電源という役割も果たすと考え、仮称市民文化エリアでの公共施設今後建設予定の、市役所東庁舎など公共施設の新社の際には太陽光発電施設の設置は必ずやるべきだと考えるがいかがなものか。

また今後、市立保育園、各コミュニティセンターなどの公共施設へ導入を計画的に検討すべきではないかと考える。平成十九年一月現在で二十八kWの発電量を平成二十五年までに一〇〇kWにする発電システムを設置すると報告書には記述されているが、そのこととも関連して市長はいかがお考えか答弁願う。

次に、同じ報告書では水力発電に関して「本市は水力発電に適した自然

環境に恵まれている」。「マイクロ水力発電について順次導入を進めていきます」となっているが現在どのようになっているのか、どこまで進んでいるのか答弁願う。

次に、地球温暖化に対する市の積極的な姿勢を背景に、市民や事業者、環境保全に取り組んでいる団体、滞在者などの参加と協働によりこの問題に取り組んでいくべきだと考える。

その基軸として市や事業者、市民および観光旅行者その他の滞在者の責務を明確にして地球温暖化への取り組みを求める、地球温暖化対策条例の作成を検討すべきではないか、富士吉田市として何年までに一九九〇年比で何%の温室効果ガスを削減するという数値目標も明確に掲げて、この地球的規模の問題に対して全市をあげての取り組みにすべきだと考えるが市長の考えはいかがか、答弁を求める。

二回目の市長答弁

温室効果ガス排出量を削減する有効な対策のひとつとして、自然エネルギー

ギー活用の推進があり、平成十八年度に策定した「富士吉田市地域新エネルギービジョン」の重点目標でも挙げられているように、「太陽の恵みプロジェクト」として、「太陽光発電」、「太陽熱利用」、太陽光と小型風力を併せた「ハイブリッド発電」の導入と普及を促進している。

本市の公共施設のうち、環境美化センター、環境コミュニティオプティク、下吉田東小学校には、太陽光発電や小型風力発電等の自然エネルギーシステムを導入し、環境学習にも活用しており、また、市民への自然エネルギーの普及促進策として、太陽光発電システムや太陽熱温水器設置への補助を従来から行っている。

現在、整備を進めている市民文化エリア施設への太陽光発電施設の設置についても、文化エリア整備事業の基本設計において検討を行っているところである。

今後は、限られた財源ではあるが、事業の優先度を勘案する中で、学校の体育館をはじめとする

公共施設への計画的導入に向け、積極的に取り組んで参る。

水力発電の導入については、富士山からの傾斜と豊富な水に恵まれ、マイクロ水力発電の導入に適した地形であり、地域新エネルギービジョンにおいて、上吉田地区を流れる福地用水がマイクロ水力発電の設置有望水系として挙げられており、

水力発電の設置にあたっては、河川からの取水及び利用をするための権利として水利権の使用許可を受ける必要があり、所管する山梨県県土整備部治水課及び国土交通省関東地方整備局と水利権使用許可に向けた協議を重ねてきたところ、流量調査が必要との指導をいただいたところであり、四月から一年間、福地用水における流量調査を実施している。

今後は、この流量調査の結果を踏まえ、国、県との協議を進め、マイクロ水力発電の導入を視野に進めて参りたい。

地球温暖化対策条例の検討については、現在山梨県が数値目標を含む条

例制定に向け検討を始めており、これらの動向も踏まえる中で、条例に関する基本的な考え方を取りまとめ参る。

二回目の質問

地球温暖化については対策が遅れば、かかる費用もまた増大するとも言える。そうならないためにも、対策を先延ばしに出来ないという、この問題解決の重要なポイントを、まず市が率先して取り組む模範を見せ、市民にも啓発活動を行い、政策的な支援も行って全市ぐるみで取り組んでいく必要があると考える。

一般家庭などの温室効果ガスの排出量は全体の約二割にあたるといわれているが、この削減のために、国が助成をやめてしまった太陽光発電装置を設置するときの補助を行っていることなどは、さらにこれを進めていたいただきたいと考える。そのうえで、いつまでに、どこまでやるという市としての目標を持つ考えはないのか、答弁願う。

地球温暖化対策条例については条例に関する基本的な考え方をまとめて

いくという答弁であったので、まず基本姿勢として、行政のみで進めるのではなく、この問題の性格からも市民と一体となつて、市民参加の中で作成作業を進める必要があると考えるがいかがなものか。

また、条例はいつまでにつくるといふ期限を切つて取り組んでいく考えがあるのかどうか、答弁を求めぬ。

【二回目の市長答弁】

地球温暖化対策条例については、既に制定、策定されている環境基本条例及び環境基本計画において、本市が目指す目標と理念は明文化されており、本市の行政執行方針は明確になつていていると考

えてはいる。今後は、山梨県における条例策定の動向を踏まえながら、基本的な考え方を取りまとめて参る所存であり、その取組みにあたり、市民の皆様の御意見も取り入れながら進めて参りたい。

【市民生活部長答弁】

本市の取組み状況及び目標設定について、地球温暖化防止対策として

「富士吉田市環境基本計画」においてアクションプランを作成し、市民と協働して、ごみ減量化とCO2抑制を目指して、様々なエゴ活動の取組みを推進している。

具体的には、ごみを減らす「リデュース」、ものを繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」の3R活動の推進、「富士吉田市省エネルギー推進会議」及び「富士の里環境ネットワークふじよしだ」と協働してのエコ家電の利用促進の街頭キャンペーン、広報紙への掲載による啓発を通じて、機会あるごとに市民の皆様と呼びかけを行っているところである。

また、京都議定書における日本の目標である温室効果ガス排出量の六パーセント削減を実現するため、身近にできる取組みとして「温度調節で減らそう」などの六項目を実践する、環境省の「チーム・マイナス6パーセント・キャンペーン」の取組みについても、啓発を行っているところである。

さらに、環境フェスティバルにおいては、市民、事業者、行政の協働により、地球温暖化防止をはじめとする環境全般にわたる情報発信及び環境教育などの啓発活動を進めている。

「具体的な時期と数値

②放課後の子どもの安全対策について

【一回目の質問】

子どもたちの放課後の安全対策と健全育成についてと児童厚生施設の設置についてお聞きする。

児童の放課後の健全で安全な場所作りとしては、文科科学省および厚生労働省より、放課後子どもプランが示され、それにもとづいて放課後児童クラブおよび放課後子ども教室が推進されているところであるが、これらの取組みを進めることや充実させることは緊急の課題である。新しく進められようとしている放課後子ども教室は、今年度は、一つの学校で推進というところにとどまっています。

放課後児童クラブは留守家庭児童を対象として

目標を掲げて、本市単独で取り組むこと」については、大変難しい問題であるので、数値等については、国、県等との調整を図りながら、実践活動と啓発活動を粘り強く推進して参りたい。

いるものであるし、本市では小学校三年生までとなつている。すべての子どもを対象とした活動拠点については富士吉田市については現状ではないと言わざるを得ない。子どもたちの活動拠点作りに関するこの状況について市長はどのようにお考えか答弁を求めぬ。

次に、放課後の児童の安全と健全育成の活動拠点として児童厚生施設いわゆる児童館の設置について市長の考えを伺う。児童館については近隣の町村がその整備を進めているにもかかわらず、わが市ではゼロの状態から脱していない。七つの小学校区にそれぞれ子どもたちの活動拠

点としての児童館を設置していく計画を持つべきではないか。市長にこの課題が緊急の課題として優先的に取り組むという認識を持っていただきたいと思う。

場所の問題に関しては既存の施設の活用あるいは民間の建物の借用などについて、財源の問題については児童厚生施設整備費の国庫補助を受けるなど様々な方法を検討工夫したらどうか、また、施設だけがあつて人が配置されないのでは子どもの安全を守ることや、心豊かで健やかに育てることとはできないと思う。

人件費なども当然かかるが、人づくり、子どもを育てるといふことを政治課題として優先させるべきだと考える。

【二回目の市長答弁】

児童館の設置についての市長の考えを伺いたい。放課後の子どもの安全対策について、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することは、非常に大切なことであると認識している。私の標榜する子育てしやすいまちづくりに

6月市政 一般質問

向けて諸課題の解決のため、更なる努力をして参りたい。

放課後子ども教室については、今年度九月から富士小学校において全学年を対象に実施予定であり、現在、環境の整備、希望者を募集するための事務を進めている。今後は、未実施校と協議しつつ、需要を見極めながら、順次取り組んで参る。

児童館の設置については、児童館の必要性についても十分認識しており、七つの小学校区に子どもたちの活動拠点としての児童館設置が基本的な考え方でありますが、施設整備については、市全体の財政計画を見据えながら、事業の優先順位を付け実施していく所存である。

したがって、現時点では児童室等を設置している現有施設の機能向上を含め検討し、児童の居場所づくりを推進して参りたい。

二回目の質問

私の今回の主たる質問点である児童厚生施設にしばって伺います。

今までの市政が、この

課題に対して他の事業と比べれば、優先的な課題だとしなかつたために、多くの自治体が設置している児童厚生施設がわが市には一つもないわけであるが、最初にも申し上げたように、子どもの安全という点で以前と比べても、近年この施設の必要性は増しているのではないか。

児童室を検討するという答弁がありました。児童室については、ある施設は放課後児童クラブがすでにそこで開設されていて、五百人程度の子どもたちが、放課後を過ごしている。そのうえで、他の児童の放課後の活動拠点とすることは、空間に余裕もなく、また管理上も無理がある。そのうえ同じ施設の中で高齢者のカラオケなどの活動が行われているので、多くの子どもたちを入れるのは困難な面があり、このことは市長も見学されているのでご存知のことと思つ。

また、ある施設については、放課後児童クラブは開設されていないので、担当者をしっかり配置す

れば、児童室は子どもたちの放課後の活動拠点となりうる要素がある。

このように、それぞれの施設の条件は違つので、すぐに施設の管理担当者や学童保育の指導員から実態をつかんでいただき、子どもの安全ということを考えれば、早急に場所の確保や人の配置も含めて研究、検討を進め、子どもたちの放課後の活動拠点作りを実行に移すべきではないかと考えるがいかがなものか、答弁を求め。

二回目の市長答弁

児童館整備については、子育て環境の整備や少子化対策として、その必要性は、痛感しているところである。一方では、現況の厳しい財政状況に即した対応が重要であるとも考えている。

今後は、多機能の複合施設を念頭に置き、保健センターとの兼ね合いも考慮しながら、検討して参りたい。

既存の施設を活用した活動拠点づくりの研究、検討については、地域社会での見守りを進めるため、地区会館の活用につ

いて検討することとし、現在、放課後児童クラブとして利用している富士見町会館や新町会館などの利用実態を精査勘案する中で、他の地区会館に

おいても活動拠点としての活用の可能性について、自治会や地域の関係者から幅広く意見を伺い、対応して参る。

第4回臨時会

平成20年第4回臨時会は平成20年7月3日（会期1日間）に開催された。

●議案第六十四号

富士吉田市農業委員会委員（選任による委員）の推薦について、4名の議会推薦が行われました。

□議会推薦による農業委員

新倉32番地

渡邊 重義氏

小明見18番地

梶原 富男氏

新倉142番地

渡邊 勝雄氏

松山177番地

堀内 正勝氏

議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第1号	専決処分報告について	承認	富士吉田市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正であり、医療法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、循環器科を循環器内科に改めるため、所要の改正を行ったもの
報告第2号	専決処分報告について	承認	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第8号であり、歳入歳出にそれぞれ1億2,936万4千円を追加し、総額を199億4,945万3千円としたもの
報告第3号	専決処分報告について	承認	平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第5号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ1,400万円を減額し、総額を21億538万円としたもの
報告第4号	専決処分報告について	承認	平成19年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算第1号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ1億7,462万6千円を減額し、総額を40億1,093万7千円としたもの
報告第5号	専決処分報告について	承認	富士吉田市税条例の一部改正の専決処分報告であり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、住所地以外の地方公共団体への寄附金控除、いわゆる「ふるさと納税」制度の創設など、所要の改正を行ったもの
報告第6号	専決処分報告について	承認	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分報告であり、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の課税方法について、所要の改正を行ったもの
報告第7号	継続費繰越計算書について	報告	平成19年度から平成20年度までの2か年継続事業、東富士1号線整備事業外1件につき、平成19年度の年割額のうち290万8,363円を翌年度へ逐次繰越したもの
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成19年度一般会計において、財産管理事業外3件20億5,556万7,001円を翌年度へ繰越したもの
報告第9号	事故繰越し繰越計算書について	報告	平成19年度一般会計において、沿道区画整理事業3,222万2,399円を翌年度へ繰越したもの
議案第54号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児のための短時間勤務制度の創設に関し、関連する条例について、所要の改正を行うもの
議案第55号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	可決	市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、入居者資格に暴力団員でないことの要件を加える等、所要の改正を行うもの
議案第56号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額の加算額を引き上げるための改正を行うもの

議案番号	件名	結果	内容
議案第57号	財産の取得について	可決	産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、学校法人明治大学が所有する新屋1434番の1外83筆、面積11万9,739.83平方メートルの土地及び事務室・実験室外11棟、延床面積1,452.72平方メートルを17億8,000万円で購入するもの
議案第58号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	可決	富士吉田市住居表示整備事業第9期計画の実施に伴い、今回、上吉田及び下吉田の一部地域、関係する自治会は中曽根自治会、下宿自治会及び御茶屋町自治会、その対象区域は、面積0.46平方キロメートル、人口1,455人、世帯数465世帯について、街区方式の方法により住居表示を実施しようとするもの
議案第59号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ8,804万8千円を追加し、総額を190億3,204万8千円とするもの
議案第60号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	富士吉田市教育委員会委員に和光 泰氏(松山3丁目4番14号)を任命するもの
議案第61号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	同意	富士吉田市公平委員会委員に小俣英男氏(上吉田1341番地)を選任するもの
議案第62号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員に勝俣敬一(小明見1647番地)、桑原紀元(大明見4485番地の10)を選任するもの
議案第63号	教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選任	富士吉田市議会運営委員会委員を選任するもの
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	総務経済、文教厚生、建設水道の3常任委員会委員を選任するもの
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で渡邊信隆議員、宮下 豊議員が当選

議案の処理結果 (第4回臨時会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第64号	富士吉田市農業委員会委員選任による委員の推薦について	可決	議会が選任する農業委員4名を推薦するもの